

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊明市条例第26号）

新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は豊明市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は豊明市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情</u></p>

者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

第 1 条 豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例（平成 30 年豊明市条例第 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（庶務）</u>                      第 9 条 <u>委員会の庶務は、経済建設部市街地整備課において処理する。</u>                      （委任）                      第 10 条 （略）</p>	<p>（委任）                      第 9 条 （略）</p>

第 2 条 豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例（平成 30 年豊明市条例第 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（庶務）</u>                      第 10 条 <u>委員会の庶務は、経済建設部市街地整備課において処理する。</u>                      （委任）                      第 11 条 （略）</p>	<p>（委任）                      第 10 条 （略）</p>

豊明市地域公共交通会議設置条例（平成31年豊明市条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1） 地域の実情に応じた適切な<u>乗合旅客運送の態様、運賃、料金</u>等に関する事項</p> <p>（2） （略）</p> <p><u>（庶務）</u></p> <p>第10条 <u>交通会議の庶務は、行政経営部企画政策課において処理する。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第11条 （略）</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1） 地域の実情に応じた適切な<u>旅客運送の態様</u>等に関する事項</p> <p>（2） （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第10条 （略）</p>

豊明市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和49年豊明市条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第2条関係） 議長 <u>499,000円</u> 副議長 <u>445,000円</u> 議員 <u>405,000円</u>	別表（第2条関係） 議長 <u>500,000円</u> 副議長 <u>446,000円</u> 議員 <u>406,000円</u>

議案第 2 1 号参考資料

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 3 1 号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第 2 条、第 5 条関係）			別表（第 2 条、第 5 条関係）		
区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額	区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
休日診療所副診療所長	月額 24,000		休日診療所副診療所長	月額 24,000	
市街地整備アドバイザー	1回 25,600	旅費条例による 3 級 職相当額	消防団長	年額報酬 223,900 出動報酬 1 災害出動及び警戒出動 日額 8,000 2 訓練等出動 日額 3,500	旅費条例による 8 級 職相当額
消防団長	年額報酬 223,900 出動報酬 1 災害出動及び警戒出動 日額 8,000 2 訓練等出動 日額 3,500	旅費条例による 8 級 職相当額	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)			

豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第42号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当_____をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条第1項、第2項、第4項から第6項まで、第20条の2及び第20条の3の規定は、任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条_____において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間において、第7条の規定により支給された報酬（第8条に規定する初任給調整に係る報酬、第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条第1項、第2項、第4項から第6項まで、第20条の2及び第20条の3の規定は、任期の定めが6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間において、第7条の規定により支給された報酬（第8条に規定する初任給調整に係る報酬、第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>



(新設)

(新設)

(新設)

(雑則)

第20条 報酬及び期末手当\_\_\_\_\_の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

(勤勉手当)

第15条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間において、第7条の規定により支給された報酬（第8条に規定する初任給調整に係る報酬、第11条に規定する時間外勤務に係る報酬、第12条に規定する休日勤務に係る報酬、第13条に規定する夜間勤務に係る報酬及び第16条に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(雑則)

第20条 報酬、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>市長 <u>985,000円</u></p> <p>副市長 <u>804,000円</u></p> <p>教育長 <u>740,000円</u></p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u> _____を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>市長 <u>987,000円</u></p> <p>副市長 <u>806,000円</u></p> <p>教育長 <u>742,000円</u></p>

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年豊明市条例第27号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
<p>（令和6年3月31日までの間における地域手当に関する特例）</p> <p>第2条 <u>令和6年3月31日</u>までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の豊明市職員の給与に関する条例の規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（令和7年3月31日までの間における地域手当に関する特例）</p> <p>第2条 <u>令和7年3月31日</u>までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の豊明市職員の給与に関する条例の規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第13条の2第2項	100分の15	100分の15を超えない範囲内で市長が規則で定める割合	第13条の2第2項	100分の15	100分の15を超えない範囲内で市長が規則で定める割合

豊明市国民健康保険税条例（昭和 47 年豊明市条例第 46 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20 万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>6.4</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>25,000 円</u> とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22 万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100 分の <u>6.9</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>27,200 円</u> とする。</p>

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 20,900円

(2) 特定世帯 10,450円

(3) 特定継続世帯 15,675円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 21,300円

(2) 特定世帯 10,650円

(3) 特定継続世帯 15,975円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.25を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7, 500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 100円
- (2) 特定世帯 3, 050円
- (3) 特定継続世帯 4, 575円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.75を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8, 800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5, 100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額から

者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8, 400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 400円
- (2) 特定世帯 3, 200円
- (3) 特定継続世帯 4, 800円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9, 500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5, 200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の基礎課税額から

ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納

ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超えるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納

税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について17,500円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,630円
- （イ） 特定世帯 7,315円
- （ウ） 特定継続世帯 10,973円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について5,250円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世  
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める  
額
- （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,270円
- （イ） 特定世帯 2,135円
- （ウ） 特定継続世帯 3,203円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金  
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に  
ついて6,160円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ  
いて19,040円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,910円
- （イ） 特定世帯 7,455円
- （ウ） 特定継続世帯 11,183円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被  
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除  
く。）1人について5,880円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世  
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める  
額
- （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,480円
- （イ） 特定世帯 2,240円
- （ウ） 特定継続世帯 3,360円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金  
課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人に  
ついて6,650円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい



て3, 570円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき12, 500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10, 450円

(イ) 特定世帯 5, 225円

(ウ) 特定継続世帯 7, 838円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3, 750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 050円

て3, 640円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額  
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき13, 600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10, 650円

(イ) 特定世帯 5, 325円

(ウ) 特定継続世帯 7, 988円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 200円

(イ) 特定世帯 1, 525円

(ウ) 特定継続世帯 2, 288円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2, 550円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 180円

(イ) 特定世帯 2, 090円

(ウ) 特定継続世帯 3, 135円

(イ) 特定世帯 1, 600円

(ウ) 特定継続世帯 2, 400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2, 600円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 260円

(イ) 特定世帯 2, 130円

(ウ) 特定継続世帯 3, 195円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,220円

（イ） 特定世帯 610円

（ウ） 特定継続世帯 915円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,760円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,020円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,680円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,280円

（イ） 特定世帯 640円

（ウ） 特定継続世帯 960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,040円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,750円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,125円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,875円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,750円

額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,080円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,800円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,880円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,600円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,260円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,100円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,360円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,200円

豊明市文化会館条例（平成 5 年豊明市条例第 23 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第 2（第 9 条関係） 【別記 1 参照】	別表第 2（第 9 条関係） 【別記 2 参照】

【別記1】

現行

別表第2（第9条関係）

区分	No.	品名	単位	使用料 (円)
舞台設備の部から楽器の部まで 略				
その他	映写機の款 略			
	79	可動ステージ	1式	610
	80	茶道具	1式	610
	81	電源コンセント（1KW）	1口	240

備考

この表は1回の使用料を示し午前（早朝含む。）、午後、夜間（延長含む。）をそれぞれ1回とする。

【別記2】

改正後（案）

別表第2（第9条関係）

区分	No.	品名	単位	使用料 (円)
舞台設備の部から楽器の部まで 略				
その他	映写機の款 略			
	7 9	可動ステージ	1 式	610
	8 0	茶道具	1 式	610
	8 1	電源コンセント（1KW）	1 口	240
	8 2	カラオケ機材	1 式	500

備考

この表は1回の使用料を示し午前（早朝含む。）、午後、夜間（延長含む。）をそれぞれ1回とする。

豊明市子ども医療費支給条例（昭和 48 年豊明市条例第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(受給資格者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 豊明市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 48 年豊明市条例第 14 号）による心身障害者医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p><u>(3) 豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和 53 年豊明市条例第 32 号）による母子・父子家庭医療費の助成を受けることができる者</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者であつて、豊明市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 48 年豊明市条例第 14 号）の規定による心身障害者医療費の助成を受けることができるもの（同条例第 2 条第 1 号から第 4 号までの規定に該当する者に限る。）</u></p> <p><u>(3) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者であつて、豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和 53 年豊明市条例第 32 号）による母子・父子家庭医療費の助成を受けることができるもの</u></p> <p>(4) (略)</p>



豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年豊明市条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）に規定する未就学児</u></p> <p>(5) 第2条第5号及び第6号に該当する者であって、<u>豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）第2条及び第2条の2の規定により医療費の支給を受けることができるもの</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としな<del>い</del>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第2条第1号から第4号までに該当する者であって、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u></p> <p>(5) 第2条第5号及び第6号に該当する者であって、<u>豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）第3条の規定及び豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊明市条例第32号）第2条及び第2条の2の規定により医療費の支給を受けることができるもの</u></p> <p>(6) (略)</p>

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,100円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,700円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,900円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,900円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83,800円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0</p>

とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,500円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 95,300円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 90,800円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 97,800円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 102, 100円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 108, 900円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 122, 500円

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))  
又は次号イ\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 111, 800円

ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 125, 800円

ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 139, 800円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、次号イ、第13号又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 136, 200円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)  
\_\_\_\_\_に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 149, 800円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次

(12) 次のいずれかに該当する者 153, 700円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、  
次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 160, 700円

ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)  
又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 174, 700円

ア 合計所得金額が1,200万円未満であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)  
に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 181, 700円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る次

の各号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 20,400円

(2) 前項第2号に該当する者 30,600円

(3) 前項第3号に該当する者 44,200円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)\_\_\_\_\_に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ

\_\_\_\_\_に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号\_\_\_\_\_までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

の各号に掲げる者の令和6年度から令和8年度までの保険料率は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する者 19,900円

(2) 前項第2号に該当する者 31,400円

(3) 前項第3号に該当する者 45,400円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)\_\_\_\_\_に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号\_\_\_\_\_までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

\_\_\_\_\_に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号\_\_\_\_\_までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成28年豊明市条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(記録の整備)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準省令第3条の18第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 基準省令第3条の24第11項に規定する訪問看護報告書</p> <p>(5) 基準省令第3条の26に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(6) 基準省令第3条の36第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 基準省令第3条の38第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 基準省令第3条の24第10項に規定する訪問看護報告書</p> <p>(5) 基準省令第3条の22第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(6) 基準省令第3条の26の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(7) 基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 基準省令第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p>

第10条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の26に規定する市への通知に係る記録

(4) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(記録の整備)

第13条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第10条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第10条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の26の規定による市への通知に係る記録

(5) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第18条において準用する基準省令第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(記録の整備)

第13条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。



(1) (略)

(2) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の26に規定する市への通知に係る記録

(4) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(記録の整備)

第16条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(1) (略)

(2) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第26条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の26の規定による市への通知に係る記録

(5) 基準省令第37条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(記録の整備)

第16条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 基準省令第40条の8第4号の規定による身体的拘束等の態

(4) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の26に規定する市への通知に係る記録

(5) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(記録の整備)

第19条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の26に

様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の26の規定による市への通知に係る記録

(6) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 基準省令第40条の16において準用する基準省令第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(記録の整備)

第19条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第61条において準用する基準省令第3条の26の

規定する 市への通知に係る記録

(4) 基準省令第6 1条において準用する基準省令第3条の3 6第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 基準省令第6 1条において準用する基準省令第3 5条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(記録の整備)

第2 4条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 基準省令第8 8条において準用する基準省令第3条の1 8第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 基準省令第7 3条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 基準省令第8 8条において準用する基準省令第3条の2 6に規定する 市への通知に係る記録

(6) 基準省令第8 8条において準用する基準省令第3条の3 6第2項に規定する 苦情の内容等の記録

規定による市への通知に係る記録

(5) 基準省令第6 1条において準用する基準省令第3条の3 6第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第6 1条において準用する基準省令第3 5条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(記録の整備)

第2 4条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 基準省令第8 8条において準用する基準省令第3条の1 8第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 基準省令第7 3条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 基準省令第8 8条において準用する基準省令第3条の2 6の規定による市への通知に係る記録

(6) 基準省令第8 8条において準用する基準省令第3条の3 6第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 基準省令第88条において準用する基準省令第3条の38第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(協力医療機関等)

第26条 (略)

(7) 基準省令第88条において準用する基準省令第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(協力医療機関等)

第26条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第27条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第95条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第97条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

8 (略)

(記録の整備)

第27条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第95条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第97条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第108条において準用する基準省令第3条の26に規定する市への通知に係る記録

(5) 基準省令第108条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第108条において準用する基準省令第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(協力医療機関等)

第30条 (略)

(4) 基準省令第108条において準用する基準省令第3条の26の規定による市への通知に係る記録

(5) 基準省令第108条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第108条において準用する基準省令第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(協力医療機関等)

第30条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定

2 (略)

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第118条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第118条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 基準省令第126条第3項に規定する結果等の記録
  - (5) 基準省令第129条において準用する基準省令第3条の26に規定する市への通知に係る記録
  - (6) 基準省令第129条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (7) 基準省令第129条において準用する基準省令第3条の38第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (8) (略)
- (協力病院等)

第34条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院

を定めておかなければならない。

- (4) 基準省令第126条第3項の規定による結果等の記録
  - (5) 基準省令第129条において準用する基準省令第3条の26の規定による市への通知に係る記録
  - (6) 基準省令第129条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (7) 基準省令第129条において準用する基準省令第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (8) (略)
- (協力医療機関等)

第34条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医



2 (略)

(記録の整備)

第35条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第35条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第135条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第137条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第157条において準用する基準省令第3条の26に規定する 市への通知に係る記録

(5) 基準省令第157条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第155条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準省令第177条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(2) 基準省令第135条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第137条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第157条において準用する基準省令第3条の26の規定による市への通知に係る記録

(5) 基準省令第157条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第155条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準省令第177条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

- (6) 基準省令第182条において準用する基準省令第3条の18第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 基準省令第182条において準用する基準省令第3条の26に規定する 市への通知に係る記録
- (8) 基準省令第182条において準用する基準省令第3条の36第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (9) 基準省令第182条において準用する基準省令第3条の38第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) (略)

- (6) 基準省令第182条において準用する基準省令第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 基準省令第182条において準用する基準省令第3条の26の規定による市への通知に係る記録
- (8) 基準省令第182条において準用する基準省令第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (9) 基準省令第182条において準用する基準省令第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) (略)

豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 8 年豊明市条例第 4 0 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（記録の整備）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 基準省令第 2 1 条第 2 項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>（3） 基準省令第 2 4 条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>（4） 基準省令第 3 6 条第 2 項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>（5） 基準省令第 3 7 条第 2 項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（6） （略）</p> <p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 基準省令第 2 1 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>（3） 基準省令第 4 2 条第 1 1 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>（4） 基準省令第 2 4 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>（5） 基準省令第 3 6 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>（6） 基準省令第 3 7 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>（7） （略）</p> <p>（記録の整備）</p>

第12条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準省令第64条において準用する基準省令第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 基準省令第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 基準省令第64条において準用する基準省令第24条に規定する市への通知に係る記録

(6) 基準省令第64条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 基準省令第64条において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(協力医療機関等)

第14条 (略)

第12条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準省令第64条において準用する基準省令第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 基準省令第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 基準省令第64条において準用する基準省令第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 基準省令第64条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 基準省令第64条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(協力医療機関等)

第14条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協

力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医

2 (略)

3 (略)

(記録の整備)

第15条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第75条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第77条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第85条において準用する基準省令第24条に規定する市への通知に係る記録

(5) 基準省令第85条において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第85条において準用する基準省令第37条第2項

療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 (略)

8 (略)

(記録の整備)

第15条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 基準省令第75条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 基準省令第77条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 基準省令第85条において準用する基準省令第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 基準省令第85条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 基準省令第85条において準用する基準省令第37条第2項

に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記

録

(7) (略)

の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記

録

(7) (略)



豊明市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年豊明市条例第43号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和47年豊明市条例第84号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <p>【別記1 参照】</p>

備考

- (1) 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- (2) 1の階級における勤務年数を算定する場合には当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

備考

- (1) 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- (2) 1の階級における勤務年数を算定する場合には当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

【別記1】

現行

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440	13,320	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670

改正後（案）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800